

緊急修正⇒「屋内消火栓の可否条件」

屋内消火栓は、3,000㎡以上の場合に設置ください(3,000㎡未満は不要)。

本課題での屋内消火栓の設置有無は、3,000㎡となります。
従いまして、研究会の課題2と課題3の解答図にある屋内消火栓は不要となります。
(2018.10.1研究会実行委員から指摘があり、調査検討した結果、こちらの掲載ミスが明らかになりました。)
大変申し訳ありませんが、3,000㎡未満は屋内消火栓は不要となりますので、記載なきようお願いいたします。
なお、H30総括の内容は修正しております。

本建物は、消防法の別表第1の(15)または(16)に該当します。
スポーツ施設のみの場合は、別表1「(15)前各項に該当しない場合」に該当します。
カフェやレストランがある場合、別表1「(16)イ複合用途」に該当します。
ここで、屋内消火栓の設置条件は、「耐火+難燃」の3倍面積読みとなります。
別表1(15)は、1,000㎡の3倍読みで3,000㎡以上が屋内消火栓の設置義務となります。

課題では、ほぼカフェやレストランが1階に設置されるので、「(16)イ複合用途」の確率が高いです。
この場合、カフェやレストランは、700㎡の3倍読み2,100㎡以上が屋内消火栓の設置義務となり、
スポーツ施設は1,000㎡の3倍読み3,000㎡以上が屋内消火栓の設置義務となります。
ここで、屋内消火栓の別表第1(16)イ複合用途の法的解釈ですが、各用途ごとの基準を適用する
となり、その結果、レストラン等の別表第1(3)は採用面積が小さいことから、本課題の適用は、(15)が
適用となり、3,000㎡が屋内消火栓の採否条件となります。

従って、本課題では、3,000㎡以上が解答図の通り、屋内消火栓となります。
3,000㎡未満の場合は、1階の階段部に設置している「消火栓ポンプ室」が不要となり、更に屋上に
設置している「キュービクル兼非常用自家発電設備」の名称が「キュービクル」のみとなります。
試験前2週間での修正で本当に申し訳ありませんが、宜しくご修正のほどお願い申し上げます。